

9 その他の生活支援サービス費(配食/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

10 その他の生活支援サービス費(配食/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

11 その他の生活支援サービス費(見守り/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

12 その他の生活支援サービス費(見守り/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

13 その他の生活支援サービス費(その他/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

14 その他の生活支援サービス費(その他/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

15 介護予防ケアマネジメント費

対象者は、要支援1・2とする。

基本部分	
イ 介護予防ケアマネジメント費(1月につき)	
	(●単位)
ロ 初回加算	(+●単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+●単位)

- 単位 : 国が定める単位数以下で市町村が定める単位数。国が定める単位数は、以下のとおりとする。
- イ 介護予防ケアマネジメント費 430単位
 - ロ 初回加算 300単位
 - ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位